

長門市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が電子入札システムを使用して、建設工事等を発注する場合の事務取扱について、法令並びに条例、規則及び他の内規に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 電子入札システム 調達案件の登録から落札者決定までの入札手続を、コンピュータとネットワークを利用して処理するシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムにより行う入札手続をいう。
- (3) 紙入札 書面により行う入札手続をいう。
- (4) 電子くじ 落札者を決定するため、電子入札システムにより行うくじ引きをいう。
- (5) ICカード 入札参加者の電子証明書を格納したカードで、一般財団法人日本建設情報総合センターが電子入札コアシステムにおいて使用可能と認めた民間認証局の発行するものをいう。
- (6) 建設工事等 長門市建設工事等請負業者選定事務要綱(平成17年長門市要綱第47号)第1条に規定する建設工事及び業務等をいう。

(対象案件)

第3条 電子入札の対象は、建設工事等のうち、市が電子入札で行う旨を指定した案件(以下「対象案件」という。)とする。

(利用者登録)

第4条 電子入札システムを利用しようとする者は、取得したICカードを使用し、業者番号及び商号又は名称(以下「業者番号等」という。)を入力して、電子入札システムで利用者登録を行わなければならない。

2 前項に規定する業者番号等は、市ホームページに公開する。

3 電子入札システムで利用者登録を行った者(以下「利用者」という。)は、登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義)

第5条 電子入札システムを利用することができる IC カードは、入札参加資格者名簿に登録された代表者若しくは代表者から入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)名義の IC カードに限る。

2 共同企業体が電子入札システムを利用する場合は、企業体の代表者である構成員が単体企業用として電子入札システムに利用者登録している IC カードを使用するものとする。

3 利用者は、代表者等の変更が生じた場合は、直ちに書面により市に届け出るとともに、当該変更内容を反映した IC カードを取得し、前条第1項の手続を行わなければならない。

(IC カードの不正使用)

第6条 入札参加者が IC カードを不正に使用したことが判明した場合は、当該入札への参加を認めないものとし、入札書の提出後に不正使用が判明した場合は、当該入札書は無効とする。

2 IC カードを不正に使用した者は、長門市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱(平成17年長門市要綱第62号)に基づき、不正又は不誠実な行為として、指名停止等の措置の対象となる場合がある。

(案件登録)

第7条 市長は、電子入札システムに、対象案件に関する事項を登録するものとする。

(条件付一般競争入札への参加申請等)

第8条 条件付一般競争入札の参加者のうち、入札に先立ち入札参加資格の審査をする対象案件に参加しようとする者又は入札後に入札参加資格の審査をする対象案件の落札候補者は、競争参加資格確認申請書提出画面において必要な資料を添付し、電子入札システムにより長門市条件付一般競争入札事務処理要領(平成20年要領第29号)第4条第1項第1号に規定する入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

2 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超えるときは、資料に代えて確認資料等紙提出届(別記様式第1号)を添付して送信した後、競争参加資格確認申請書受信確認通知及び入札参加に必要な資料を持参又は郵送により提出するものとする。

- 3 共同企業体が対象案件に参加するときは、競争参加資格確認申請書提出画面に共同企業体の名称等の必要な事項を入力するものとする。
- 4 紙入札での入札参加をする場合は、入札参加資格確認申請書又は共同企業体入札参加資格確認申請書を監理管財課まで持参又は郵送により提出するものとする。
- 5 市長は、第1項の入札参加資格確認申請書を受け付けたときは、必要な資料の添付を確認した後、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。
- 6 市長は、前項の競争参加資格確認申請書受付票を発行した者に対し、必要な資格の適否を確認後、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を発行するものとする。

(指名競争入札への参加申請等)

第9条 市長は、対象案件を指名競争入札に付す場合は、指名の通知は電子入札システムにより指名通知書を発行する方法によって行うものとする。

- 2 指名通知書を受けた者は、電子入札システムにより受領確認書を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の受領確認書の提出が確認できない者には、必要に応じて、書面による指名通知書を発行するものとする。

(技術提案資料)

第10条 対象案件を総合評価競争入札に付す場合は、入札参加者は、競争参加資格確認通知書を受信後、技術資料画面において技術提案資料を添付し、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超えるときは、資料に代えて確認資料等紙提出届(別記様式第1号)を添付して送信した後、技術資料受信確認通知及び技術提案資料を持参又は郵送により提出するものとする。

(入札書の提出)

第11条 入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書を提出しなければならない。ただし、市長から第15条に定める紙入札参加承認を得たときは、この限りではない。

- 2 電子入札システムによる入札書の提出期間は、原則として連続する3日以上(閉庁日を除く。)とする。

3 入札参加者は、紙入札での入札参加をする場合は、入札書(別記様式第2号)及び工事費内訳書(以下「入札書等」という。)を第15条第1項に定める期間に監理管財課まで持参し提出するものとする。

4 入札参加者は、入札書等を提出した後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第12条 入札を辞退する者は、入札書提出締切日時前において、電子入札システム又は書面により入札辞退届を提出するものとする。

2 書面により入札を辞退する者は、入札辞退届を監理管財課まで持参、郵送又はファクシミリにより提出するものとする。

3 入札書提出締切日時において、入札書又は入札辞退届の提出がない場合は、当該入札を欠席したものとみなす。

4 紙入札での入札参加をする場合に辞退するときは、第15条第1項に定める期限までに入札辞退届を監理管財課まで持参、郵送又はファクシミリにより提出するものとする。

5 入札参加者が入札書等を提出した後は、入札辞退届の提出は受け付けない。ただし、他の公共工事の落札候補者となり、技術者を配置できない等の特別な事情がある場合は、開札前に監理管財課へ入札辞退届を提出することができる。

6 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、撤回をすることができない。

(工事費内訳書の提出)

第13条 入札参加者は、入札書と同時に工事費内訳書を提出する場合は、電子入札システムの入札書画面において、工事費内訳書を添付して送信しなければならない。

2 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超える場合には、工事費内訳書に代えて工事費内訳書紙提出届(別記様式第3号)を添付して送信し、工事費内訳書については持参又は郵送により提出するものとする。

3 前項の規定による持参又は郵送における提出期限は、電子入札における提出期間と同一とし、いずれの場合も、期限までに監理管財課に必着したものに限り受け付ける。

(添付書類の取扱い)

第 14 条 入札参加者が、電子入札システムで提出する添付資料を作成するソフトウェアについては、次のとおりとする。

- (1) MICrosoft Word
- (2) MICrosoft Excel
- (3) PDF

2 添付資料を圧縮して提出する場合は、ZIP ファイル形式によるものとする。

3 添付資料を持参又は郵送する場合の提出期限は、電子入札における提出期間と同一とする。

(紙入札での入札参加)

第 15 条 紙入札での入札参加を希望する者は、原則として次の各号の期限までに紙入札参加承認願(別記様式第 4 号)を市長に提出して承認を得るものとする。

なお、提出方法については、市長が「電子入札における紙入札の手引き」に定めるとおりとする。

(1) 条件付一般競争入札については、第 8 条に規定する申請書の提出期限の前日(閉庁日を除く。)を期限とする。

(2) 指名競争入札については、電子入札書の提出期限の前日(閉庁日を除く。)を期限とする。

2 市長は、紙入札参加承認願が提出されたときは、IC カードの名義人変更時、システム障害その他のやむを得ない理由がある場合に限り、紙入札での入札参加を認めることとする。

3 紙入札参加承認を得ていない者が紙入札での入札参加をしたときは、その入札は無効とする。

(入札の無効)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすました入札

(2) 代表者等が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者等の IC カードを使用した入札

(3) その他不正の目的をもって IC カードを使用した入札

(4) 紙入札参加承認を得ていない者が行った紙入札

(5) 前各号のほか、長門市建設工事等競争入札執行事務要綱(平成 17 年長門市要綱第 46 号)別記 1「入札の心得」に定める入札の無効に該当する入札

(開札)

第 17 条 開札は、入札執行日時に電子入札システムによって行い、工事内訳書等の確認等の必要な事務処理を行った後、入札状況登録を行うものとする。

2 前項の場合において、入札参加資格の確認又は積算内容の確認を実施する等の理由により、落札を保留する必要がある場合、入札執行者は、入札状況登録処理を行い入札参加者へ保留通知書を発送するものとする。

3 市長は、開札後(前項の規定により落札決定を保留した場合は、落札者が決定された後)、速やかに入札結果登録を行うものとする。

4 監理管財課の職員以外の者の開札時の立会いは、認めないものとする。

(電子くじ)

第 18 条 落札者となるべき同額の入札をした者又は総合評価競争入札において落札者となるべき最も高い評価値を得て入札した者が 2 者以上いる場合は、電子くじにより落札者を決定する。

2 電子くじの実施方法については、入札書提出時に入力した 3 桁の数字、入札書提出日時及びシステムから発行される乱数を使用し所定の算式によりシステムにて算定された結果により、落札者を決定するものとする。

3 紙入札による入札参加者が、くじ番号を記入しなかった場合又はくじ番号の判別ができない場合は、3 桁とも零として扱うものとする。

(再度入札)

第 19 条 落札者となるべき者がいないため、再度の電子入札に付する場合は、再度の入札書の提出締切日時を指定し、入札参加者(再度の電子入札に参加できない者を除く。)に通知しなければならない。

2 入札参加者が 1 者となった場合においても、入札を継続し落札者を決定することができる。

3 再度の入札においても落札者となるべき者がいないため再々度の電子入札に付する場合には、前各項の規定を準用する。

(システム障害等)

第 20 条 市長は、電子入札システムの障害等により電子入札ができない場合は、入札の延期又は入札方法を紙入札に変更等の適切な処置をとるものとする。

- 2 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の必要な対策を講じるものとする。
- 3 提出された電子ファイルがコンピュータウイルスに感染していることが判明した場合又はファイルの破損等により内容を確認することができない場合は、再提出を連絡するものとする。

(補則)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。